

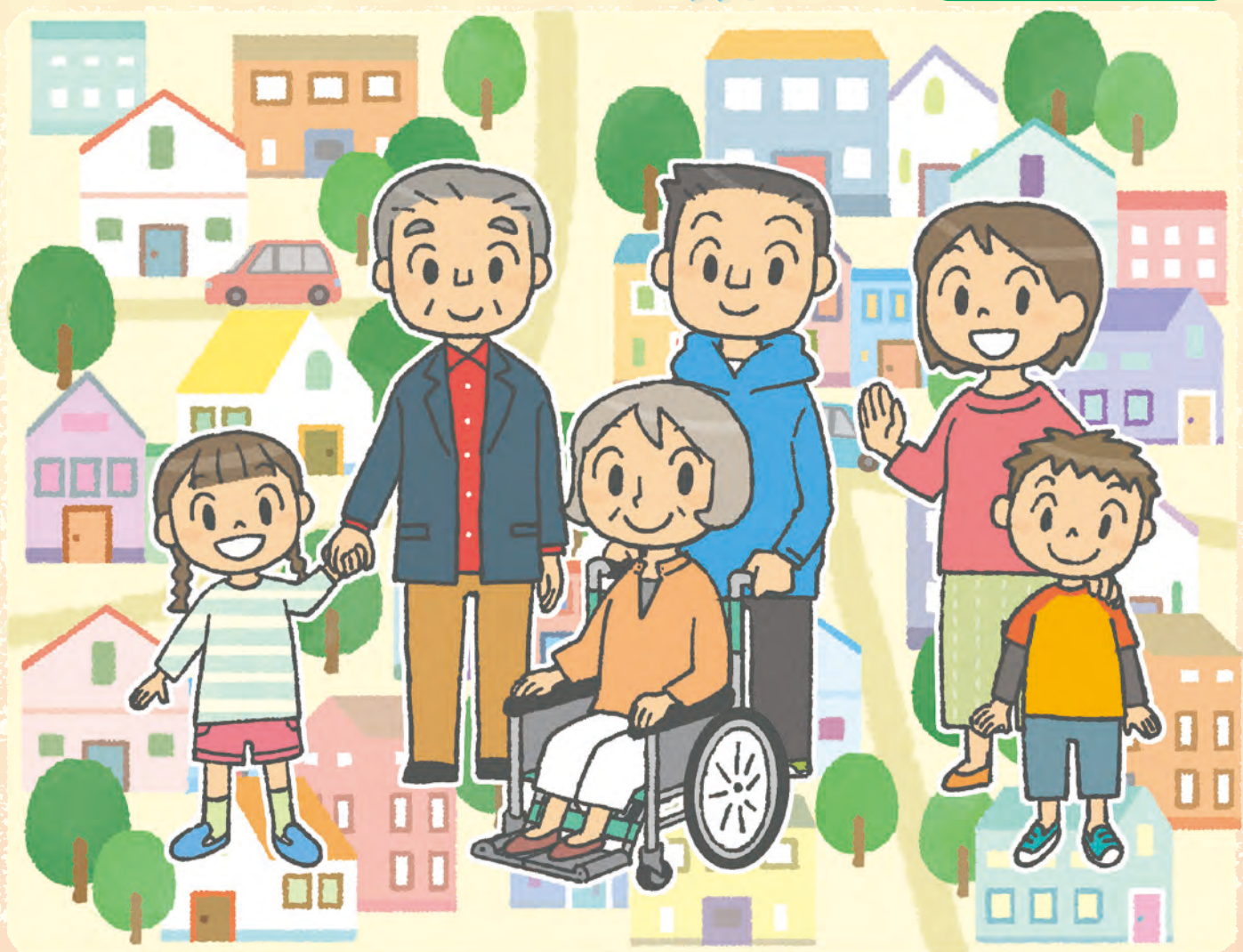


あなたと歩む

# 介護保険



令和8年度版



丸亀市高齢者支援課

〒763-8501 丸亀市大手町二丁目4番21号 丸亀市役所 庁舎2階

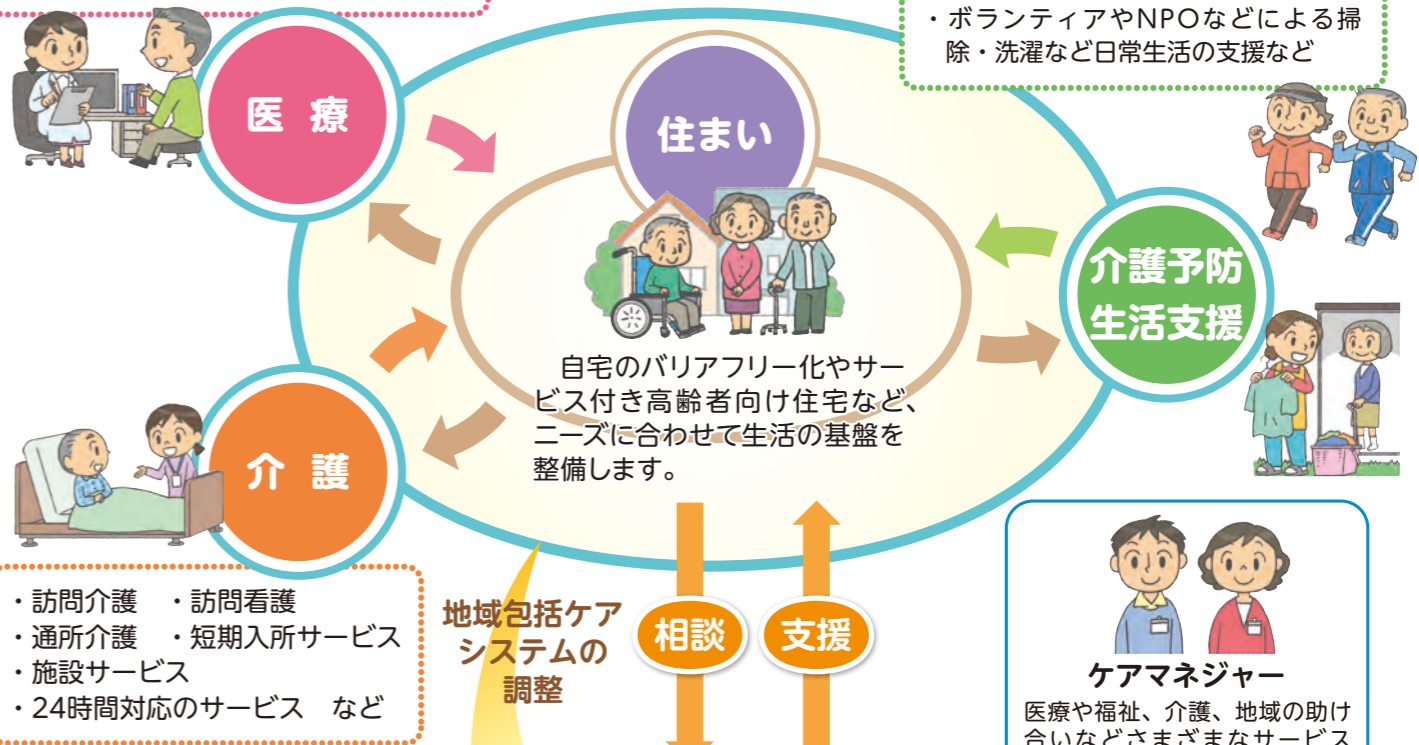
TEL : 0877-24-8807

# 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するしくみです。必要なサービスを切れ目なく提供し、地域に住む高齢者の生活を支えます。おおむね30分以内にサービスが提供できる日常生活圏を想定しています。

- ・かかりつけ医（生活・健康指導、在宅医療、服薬指導など）
- ・地域の連携病院、急性期病院 など

- ・老人クラブや自治会、地域住民主体の「通いの場」などを通じた介護予防の推進
- ・ボランティアやNPOなどによる掃除・洗濯など日常生活の支援など



- ・訪問介護 ・訪問看護
- ・通所介護 ・短期入所サービス
- ・施設サービス
- ・24時間対応のサービス など

市区町村やケアマネジャーと協力しながら、地域の高齢者が抱えるさまざまな問題などを見つけて整理し、医療機関、サービス事業者、地域住民などと連携して高齢者を支援します。

地域包括ケアシステムに必要な 地域包括ケアシステムでは、市区町村などからの公的なサービスや支援の「共助」と「公助」だけではなく、自力で問題を解決する「自助」や住民が互いに助け合う「互助」による支えがとても大切です。

## 4つの「助」

- 自助** 住み慣れた地域で生活するために、自分でさまざまなサービスを利用し、問題を自力で解決することです。
- 互助** 地域住民やボランティア、家族や知り合いなどが、自発的にお互いが助け合うことです。
- 共助** 介護保険や医療保険などの社会保険によるサービスのことで。
- 公助** 税金をもとにした生活保護や権利擁護など、市区町村が行う社会福祉サービスのことで。

## 令和8年度 介護保険制度のおもな改正ポイント



### 令和8年4月から

- 介護保険料の第1段階と第2段階、第4段階と第5段階を分ける基準となる金額が変わりました

### 令和8年8月から

- 介護保険施設を利用したときの基準費用額と負担限度額が一部変わります
- 高額介護サービス費と特定入所者介護サービス費の支給要件が一部変わります

もくじ

地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように	1
介護保険のしくみ	介護保険について	2
サービスの利用のしかた	サービスを利用するために	4
	ケアプランの作成	6
	サービスの利用者負担	8
利用できるサービス	サービスについて	10
	介護予防・日常生活支援総合事業	24
丸亀市独自のサービス	丸亀市独自の生活支援サービス	26
	高齢者が活動・参加できる団体	29
介護保険料	65歳以上の人の介護保険料	30

※掲載している内容については、今後見直される場合があります。

# 介護保険について

介護保険制度は市区町村が保険者となって運営します。40歳以上の人が被保険者(加入者)として保険料を負担し、介護や支援が必要と認定されたときには、費用の一部を支払ってサービスを利用します。

## 介護保険加入者(被保険者)

必要なサービスを総合的に利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料(サービスの利用者負担割合分)を支払います。

### 65歳以上の人(第1号被保険者)

サービスを利用できる人

介護や日常生活の支援が必要と認定された人  
(どんな病気やけががもとで介護や支援が必要になったかは問われません)



### 40~64歳の医療保険加入者(第2号被保険者)

サービスを利用できる人

特定疾病により介護や支援が必要と認定された人  
(交通事故やけがなど、特定疾病以外が原因で介護や支援が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりません)



#### 特定疾病

加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病。

- がん  
(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症
- および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
交付年月日	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

## 介護保険の保険証(介護保険被保険者証)

介護保険の保険証は介護保険の被保険者であることの証明書で、サービスを利用するための情報が記載されています。必ず記載内容を確認し、大切に保管しましょう。

### こんなときに使います

要介護(支援)認定の申請  
介護や支援が必要となり、要介護(支援)認定の申請をするとき。

ケアプランなどの作成  
ケアプランなどの作成依頼を市区町村に届け出るとき。

サービスの利用  
サービスを利用するとき。

## 市区町村(保険者)

介護保険制度は、みなさんが住んでいる市区町村が運営しています。



- 制度を運営します
- 要介護(支援)認定を行います
- 保険証を交付します
- 負担割合証を交付します
- サービスを確保・整備します

## 地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。P78

- 介護予防事業のマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 虐待防止などの権利擁護事業
- ケアマネジャーへの支援
- 基本チェックリストの実施

## 居宅介護支援事業者

ケアマネジャーが在籍する事業者で、ケアプランや介護予防ケアプラン\*を作成します。P78

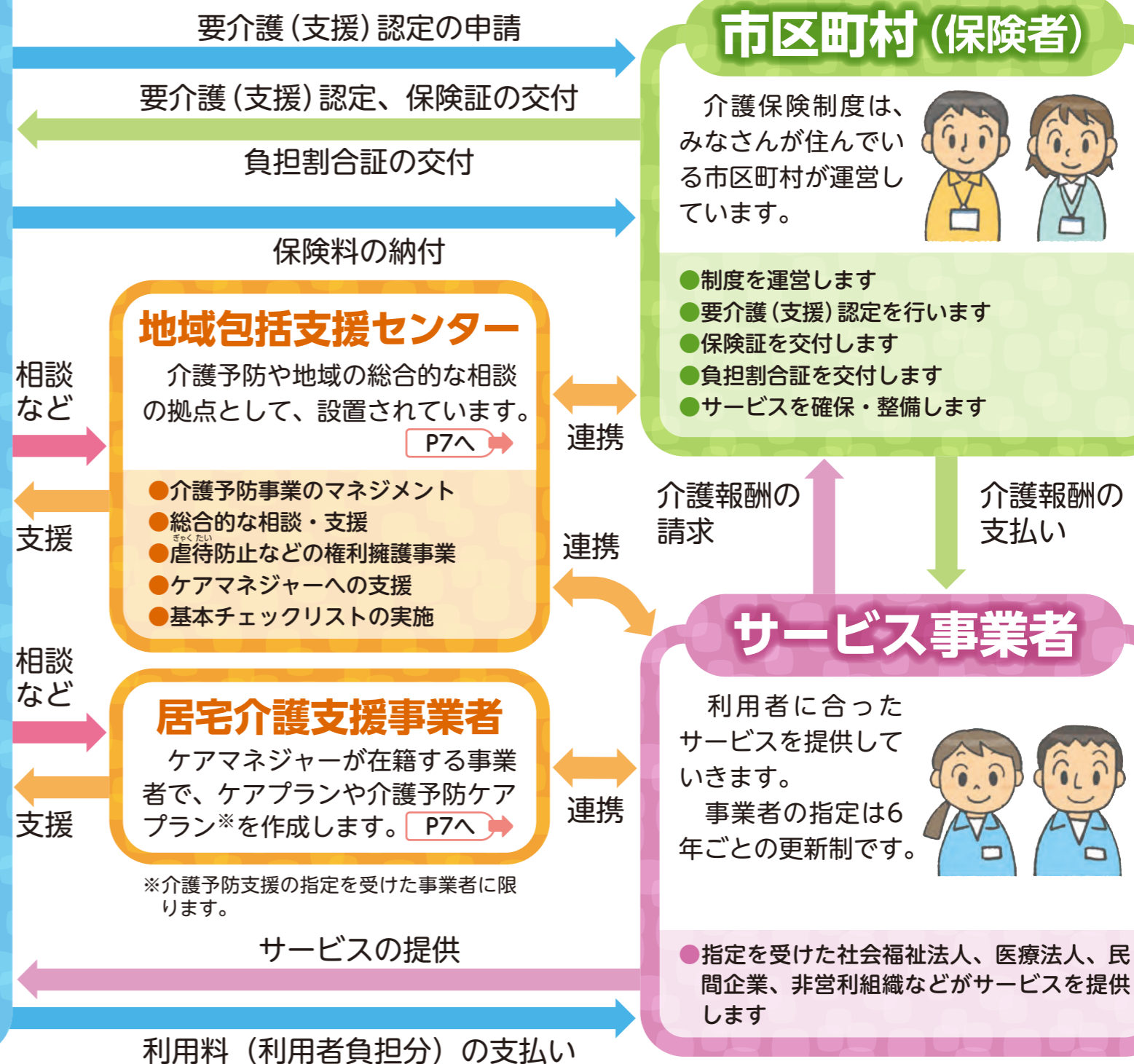
\*介護予防支援の指定を受けた事業者に限ります。

## サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供していきます。事業者の指定は6年ごとの更新制です。



- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などがサービスを提供します



# サービスを利用するために

介護や支援が必要と思ったら、地域包括支援センターや市区町村の窓口で相談しましょう。

## 1 相談します

地域包括支援センターや市区町村の窓口で、利用したいサービスなどについて相談します。

介護サービス、  
介護予防サービス  
を利用したい人



サービス・活動事業

(介護予防・日常生活支援総合事業)  
を利用したい人

## 2 申請します

介護サービス、介護予防サービスを利用したい人は、市区町村の窓口で申請します。



※申請は本人や家族などのほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

### 申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険の保険証（65歳以上の人の場合）
- 加入している医療保険の情報が確認できるもの（40～64歳の人）

※このほかに、原則として本人や代理人の身元確認の書類などが必要です。

## 2 基本チェックリストを受けます

地域包括支援センターや市区町村の窓口で、心身や日常生活の状態など（生活機能）を調べる基本チェックリストを受けます。生活機能の低下がみられた場合は、事業対象者となります。

P6へ

### 生活機能とは？

人が生きていくための機能全体のこと、体や精神の働きのほか、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割などのことです。できるだけ生活機能を低下させないことが介護予防につながります。



## 更新手続きについて

更新については有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新申請関係書類は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から順次発送いたします。

## ●交通事故等（第三者行為）によるサービスの利用について

交通事故など第三者行為が原因で介護保険のサービスを利用することになった場合、費用を介護保険が一時的に立て替え、あとで加害者に請求します。ただし、示談が成立すると示談の内容が優先されてしまいますので、示談の前に必ず市区町村の窓口にご連絡ください。

## 3 認定調査を受けます

介護認定調査員に自宅を訪問してもらい、心身の状態について調査を受けます。調査結果はコンピュータで判定（一次判定）され、さらに主治医意見書とともに介護認定審査会で審査・判定（二次判定）されます。

### 介護認定調査員

認定調査のために自宅を訪問する、市区町村の職員や市区町村から委託された事業所のケアマネジャーなどのことです。

### 主治医意見書

生活機能の低下の原因になった病気やけが、治療内容、心身の状態などについて、主治医に記載してもらった書類です。

### 介護認定審査会

市区町村が任命する保健、医療、福祉の学識経験者5人程度で行われる会議です。申請した人の介護の必要性について、いろいろな面から審査します。



## 4 認定結果が届きます

認定結果は、原則として申請から30日以内に市区町村から送られてきます。

### 要支援 1・2

介護予防サービスやサービス・活動事業を利用することで生活機能が改善する可能性の高い人

P6へ

### 要介護 1～5

介護サービスを利用することで生活機能の維持や改善をはかることが適切な人

P6へ

### 非該当

要介護や要支援に認定されなかった人

※基本チェックリストを受けて、生活機能の低下がみられた場合は「事業対象者」としてサービス・活動事業を利用できます。

P6へ

### 認定結果に納得できないときは？

要介護認定の結果などに疑問や不服がある場合は、まずは市区町村の窓口で相談しましょう。その上で納得できない場合には、3か月以内に都道府県に設置されている「介護保険審査会」に審査請求できます。

# ケアプランの作成

介護保険サービスの利用には、ケアプランの作成が必要です。なお、ケアプランは利用者の状況に合わせて随時見直しができます。

※40～64歳の方は、要支援1・2の方のみサービス・活動事業の利用ができます。

※事業対象者になった後でも要介護認定の申請ができます。

※ケアプランの作成に利用者負担はありません。

## 居宅介護支援事業者

ケアマネジャーが在籍する事業者で、ケアプラン作成の窓口、要介護認定申請の代行、サービス事業者との連絡・調整などを行います。

**ケアマネジャー** 介護の知識を幅広く持った専門家です。

- 利用者や家族の相談に応じ、アドバイスします
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します
- サービス事業者との連絡や調整をします
- 施設入所を希望する人に施設を紹介します

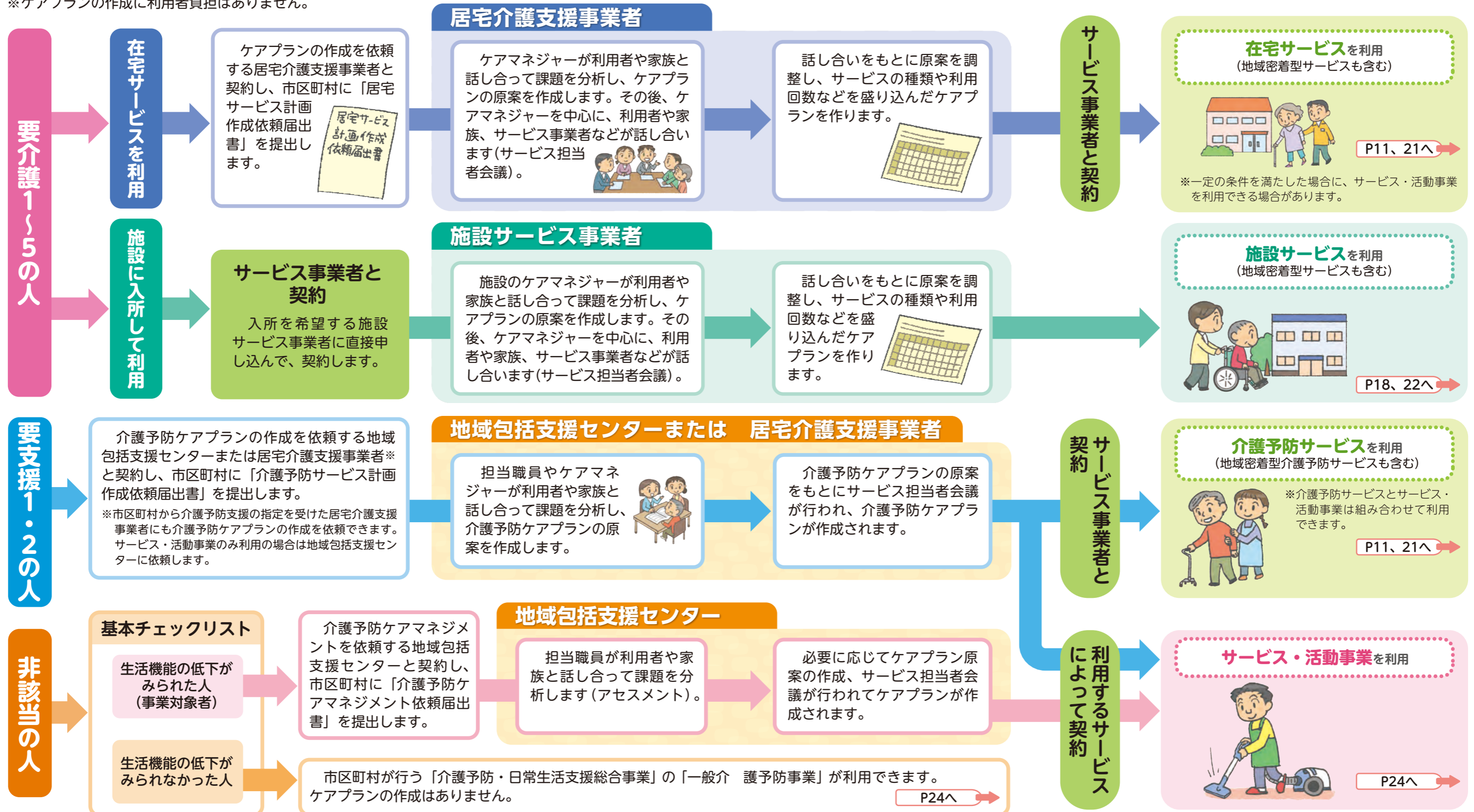


## 地域包括支援センター

保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、住み慣れた地域で高齢者の生活を支える総合機関です。



- 総合的な相談・支援 …… 困りごとは何でもご相談ください
- 介護予防ケアマネジメント …… 自立した生活を支援します
- 虐待防止などの権利擁護 …… みなさんの権利を守ります
- ケアマネジャーへの支援 …… さまざまな方面から支えます



●基本チェックリストは、地域包括支援センターや市区町村の窓口で受けます。

# サービスの利用者負担

利用者はケアプランにもとづいてサービスを利用し、実際にかかるサービス費用の一部を支払います。

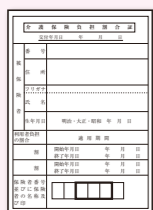
## 利用者負担の割合

介護保険のサービスを利用したときの利用者負担の割合は、原則としてサービスにかかった費用の1割、2割、または3割です。

### 利用者負担の割合

<b>3割</b>	<b>①②の両方に該当する人</b> ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が [・単身世帯=340万円以上 ・2人以上世帯=463万円以上]
<b>2割</b>	<b>①②の両方に該当する人</b> (3割の対象とならない人で①②の両方に該当する人) ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が [・単身世帯=280万円以上 ・2人以上世帯=346万円以上]
<b>1割</b>	上記以外の人

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。ただし、所得金額調整控除の適用がある場合には異なることがあります。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。



### 介護保険負担割合証

要介護・要支援認定者や事業対象者には、利用者負担の割合が記載されている「介護保険負担割合証」が交付されます。サービスを利用するときは介護保険の保険証と一緒に提示してください。

## 支給限度額

おもな在宅サービスなどでは、介護保険からの給付に支給限度額が決められています。限度額内でサービスを利用するときは、利用者負担の割合分を負担しますが、限度額を超えた場合は、超えた分は全額利用者の負担になります。

**例** 要介護1の人が、20万円のサービスを利用した場合 (1割負担の場合)



### おもな在宅サービスなどの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※上記の金額は標準地域の場合です(介護保険が負担する分も含んだ額です)。

※事業対象者は原則として要支援1の限度額が設定されます。

## 利用者負担の軽減について

### ●介護(介護予防)サービスの利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担(利用者負担の割合についてはP8参照)の合計額(同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額)が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。ただし、支給限度額を超えた利用者負担分などについては対象になりません。



■利用者負担の上限(1か月) **令和8年8月から** 利用者負担段階区分の80万9,000円が82万6,500円に変わります。

利用者負担段階区分		上限額(世帯合計)
住民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の人が世帯にいる場合	●課税所得690万円以上	140,100円
	●課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
	●課税所得380万円未満	44,400円
●住民税課税世帯のうち上記以外		44,400円
●住民税世帯非課税等		24,600円
●合計所得金額※および課税年金収入額の合計が80万9,000円以下の人 ●高齢福祉年金の受給者		15,000円(個人)
●生活保護の受給者		15,000円(個人)
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合		15,000円

※収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ここから公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。ただし、所得金額調整控除の適用がある場合には異なる場合があります。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

■市区町村に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

### ●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合、高額介護サービス費(介護保険)、高額療養費(医療保険)を適用したあとの年間(8月~翌年7月)の自己負担額を合算して、定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

### ■高額医療・高額介護合算制度の負担限度額(8月~翌年7月の算定分)

所得(基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の人がいる世帯	所得区分	70~74歳の人がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者II	31万円	31万円
		低所得者I*	19万円	19万円

※低所得者I区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。

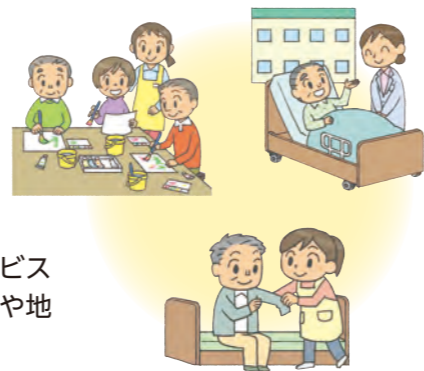
●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

その他、社会福祉法人等による利用者負担軽減がある場合があります

# サービスについて

介護保険のサービスにはいろいろな種類があります。必要なときに必要なサービスを利用しましょう。

- 利用者負担のめやすは、サービス費用の1割の金額を掲載しています。サービスによっては食費や居住費等、日常生活費などの負担、そのほかサービス内容や地域による加算などがあります。  
※利用者負担の割合については、P8を参照してください。
- 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護は「共生型サービス」の対象です。また、それ以外のサービスや障害福祉制度と介護保険の両方の基準を満たしているものも「共生型サービス」といいます。



- …在宅サービス P11~17
- ◆…施設サービス P18・19
- ★…地域密着型サービス P21~23

こんなときは…

こんなサービスがあります!

自宅での家事や介護の手助けがほしいときは?

- 訪問介護/訪問型サービス P11
- 訪問入浴介護 P12

自宅でリハビリや医療チェックをしてほしいときは?

- 訪問リハビリテーション P12
- 訪問看護 P12
- 居宅療養管理指導 P15

寝たきりでも自宅で入浴したいときは?

- 訪問入浴介護 P12

外に出て介護やリハビリを受けたり、みんなと交流したいときは?

- 通所介護/通所型サービス P13
- 通所リハビリテーション P13
- ★地域密着型通所介護 P21
- ★認知症対応型通所介護 P21

家族の介護の手を休ませたいときなどは?

- 通所介護/通所型サービス P13
- 通所リハビリテーション P13
- 短期入所生活介護 P14
- 短期入所療養介護 P14
- ★地域密着型通所介護 P21
- ★認知症対応型通所介護 P21

夜間に介護をしてほしいときは?

- ★定期巡回・随時対応型訪問介護看護 P23

老人ホームなどでサービスを受けたいときは?

- 特定施設入居者生活介護 P15
- ★地域密着型特定施設入居者生活介護 P23

家庭での介護環境を整えたいときは?

- 福祉用具貸与 P16
- 特定福祉用具販売 P16
- 住宅改修費支給 P17

介護保険が適用される施設へ入所したいときは?

- ◆介護老人福祉施設 P18
- ◆介護老人保健施設 P18
- ◆介護医療院 P19
- ★地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 P23

状況に応じて利用するサービスを選びたいときは?

- ★小規模多機能型居宅介護 P22
- ★看護小規模多機能型居宅介護 P22

認知症に対応したサービスを受けたいときは?

- ★認知症対応型共同生活介護 P21
- ★認知症対応型通所介護 P21

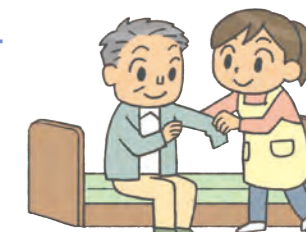
## 在宅サービス

自宅などで生活しながら利用できるサービスです。

### ●訪問を受けて利用するサービス

### 訪問介護 (ホームヘルプ)

ホームヘルパーなどに訪問してもらい、入浴・排せつ・食事の世話などの「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」を受けます。なお、ペットの世話や留守番、預貯金の管理など、日常生活上の家事の範囲を超えるものは対象になりません。



要介護1~5の人 訪問介護

内容	利用時間など	利用者負担(1割)のめやす
身体介護が中心	30分以上1時間未満の場合	387円
生活援助が中心	45分以上の場合	220円
通院時の乗車・降車等介助	1回につき	97円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

### 訪問型サービス (サービス・活動事業)

要支援1・2の人 事業対象者 P25へ

ホームヘルパーやボランティアなどが居宅を訪問し、利用者が自力では困難な行為について、サービスを提供します。

基準や利用料など 市区町村が基準や利用料などを設定します。

※介護予防訪問介護に相当するサービスのほか、民間企業や地域住民やNPOなどによる多様なサービスも利用できます。  
※要介護1~5の認定を受ける日以前から継続的にサービス・活動事業を利用していた人は、認定後も継続して事業を利用できる場合があります。

# 利用できるサービス

## ●介護職員などに訪問してもらい入浴するサービス

### 訪問入浴介護

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、サービス事業者が持参した浴槽で入浴介護を受けます。看護職員による検温や血圧などのチェックも行われます。



要支援1・2の人 介護予防訪問入浴介護

要介護1～5の人 訪問入浴介護

	要介護度	利用者負担(1割)のめやす
1回につき	要支援1・2	856円
	要介護1～5	1,266円

## ●自宅での生活を続けるためのリハビリテーション

### 訪問リハビリテーション

事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、居宅での生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを受けます。



要支援1・2の人 介護予防訪問リハビリテーション

要介護1～5の人 訪問リハビリテーション

	要介護度	利用者負担(1割)のめやす
1回(20分以上)につき	要支援1・2	298円
	要介護1～5	308円

## ●看護師などに訪問してもらい療養上のケアを受けるサービス

### 訪問看護

医師の指示により、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けます。



要支援1・2の人 介護予防訪問看護

訪問看護の時間	利用者負担(1割)のめやす (訪問看護ステーションから訪問の場合)	利用者負担(1割)のめやす (病院・診療所から訪問の場合)
20分未満の場合	303円	256円
30分未満の場合	451円	382円

要介護1～5の人 訪問看護

訪問看護の時間	利用者負担(1割)のめやす (訪問看護ステーションから訪問の場合)	利用者負担(1割)のめやす (病院・診療所から訪問の場合)
20分未満の場合	314円	266円
30分未満の場合	471円	399円

※がん末期や難病の人、人工呼吸器を使用している場合、急性増悪などによって主治医の指示があった場合、精神科訪問看護の場合は、医療保険による訪問看護が行われます。

## ●通所して利用するサービス

### 通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで利用できます。(食費・日常生活費は別途負担となります。)



要介護1～5の人 通所介護

〈通常規模の事業所の場合〉

内容	要介護度	利用者負担(1割)のめやす
7時間以上8時間未満 の場合 (送迎を含む)	要介護1	658円
	要介護2	777円
	要介護3	900円
	要介護4	1,023円
	要介護5	1,148円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

### 通所型サービス(サービス・活動事業)

要支援1・2の人

事業対象者

P25へ

通所介護施設などで、食事や入浴などの日常生活上の支援のほか、住民主体の支援や保健・医療の専門職による短期集中的に行われるプログラムなど、多様なサービスを行います。

基準や利用料など 市区町村が基準や利用料などを設定します。

※介護予防通所介護に相当するサービスのほか、民間企業や地域住民やNPOなどによる多様なサービスも利用できます。  
※要介護1～5の認定を受ける日以前から継続的にサービス・活動事業を利用していた人は、認定後も継続して事業を利用できる場合があります。

### 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院、診療所などで、食事などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを受けます。(食費・日常生活費は別途負担となります。)



要支援1・2の人 介護予防通所リハビリテーション

	要介護度	利用者負担(1割)のめやす
1か月につき (送迎、入浴を含む)	要支援1	2,268円
	要支援2	4,228円

介護予防通所リハビリテーションでは利用者の目標に応じた「栄養改善」「口腔機能向上」のサービスを利用できます。

要介護1～5の人 通所リハビリテーション

〈通常規模の事業所の場合〉

内容	要介護度	利用者負担(1割)のめやす
7時間以上8時間未満 の場合 (送迎を含む)	要介護1	762円
	要介護2	903円
	要介護3	1,046円
	要介護4	1,215円
	要介護5	1,379円

● 短期間施設に入所して利用するサービス

### 短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

要支援1・2の人 介護予防短期入所生活介護

要介護1～5の人 短期入所生活介護



介護老人福祉施設 〔併設型・多床室〕を利用の場合	要介護度	利用者負担 (1割) のめやす
	1日につき	要支援1
要支援2		561円
要介護1		603円
要介護2		672円
要介護3		745円
要介護4		815円
要介護5		884円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

### 短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下での介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。医療型のショートステイです。

要支援1・2の人 介護予防短期入所療養介護

要介護1～5の人 短期入所療養介護

介護老人保健施設 〔多床室〕を利用の場合	要介護度	利用者負担 (1割) のめやす
	1日につき	要支援1
要支援2		774円
要介護1		830円
要介護2		880円
要介護3		944円
要介護4		997円
要介護5		1,052円

**ショートステイを利用するときの注意点**

ショートステイは、あくまでも在宅生活を継続していくためのサービスです。利用するには、下記の点に注意しましょう。

- 連続した利用が30日を超えた場合は、31日目は全額自己負担になります。
- 連続して30日を超えない日数であっても、ショートステイの利用日数は認定の有効期間のおおむね半分を超えないことをめやすとしています。
- 費用は施設の規模やサービスに応じて異なります。
- 食費・日常生活費・滞在費は別途負担となります。

● 有料老人ホームなどに入居している人が利用するサービス

### 特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどの特定施設に入居している要支援、要介護の人が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

要支援1・2の人 介護予防特定施設入居者生活介護

要介護1～5の人 特定施設入居者生活介護

1日につき	要介護度	利用者負担 (1割) のめやす
	要支援1	183円
要支援2	313円	
要介護1	542円	
要介護2	609円	
要介護3	679円	
要介護4	744円	
要介護5	813円	

- 費用は施設の規模やサービスに応じて異なります。
- 食費・日常生活費・滞在費は別途負担となります。

**住所地特例が適用されます**

地域密着型特定施設以外の特定施設に入居した場合、住所地特例が適用されます。他市区町村にある施設を利用しても、住所変更前の市区町村に保険料を納め、保険給付を受けます。

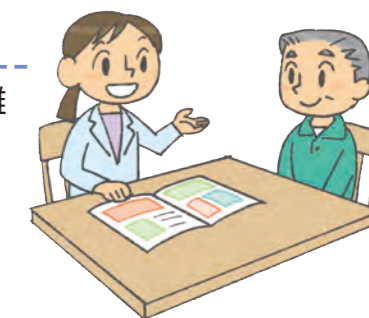
● 居宅で療養上の管理、助言を受けられるサービス

### 居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

要支援1・2の人 介護予防居宅療養管理指導

要介護1～5の人 居宅療養管理指導



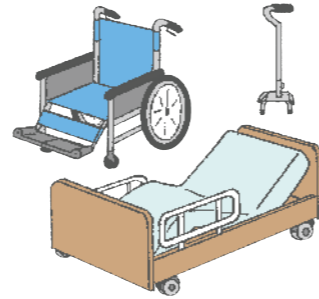
〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

内容	利用限度回数	利用者負担 (1割) のめやす (1回につき)
医師が行う場合	1か月に2回	515円
歯科医師が行う場合	1か月に2回	517円
医療機関の薬剤師が行う場合	1か月に2回	566円
薬局の薬剤師が行う場合	1か月に4回	518円
管理栄養士が行う場合 (指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士の場合)	1か月に2回	545円
歯科衛生士等が行う場合	1か月に4回	362円

●福祉用具をレンタル（貸与）するサービス

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。



要支援 1・2 の人 介護予防福祉用具貸与

要介護 1～5 の人 福祉用具貸与

対象となる福祉用具	要支援 1・2 要介護 1	要介護 2・3	要介護 4・5	
車いす (車いす付属品を含む)	×	●	●	● 利用できます
特殊寝台 (特殊寝台付属品を含む)	×	●	●	▲ 一部利用できます ※尿のみを吸引するものは利用できます。
床ずれ防止用具	×	●	●	×
体位変換器	×	●	●	× 原則として利用できません
手すり (工事をとみなさないもの)	●	●	●	● 機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。
スロープ (工事をとみなさないもの) ◆	●	●	●	● 商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。
歩行器 ◆	●	●	●	
歩行補助つえ ◆	●	●	●	
認知症老人徘徊感知機器	×	●	●	
移動用リフト (つり具の部分を除く)	×	●	●	
自動排泄処理装置	▲	▲	●	

◆印の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器 (歩行車を除く)、単点杖 (松葉杖を除く)、多点杖は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能です。購入を選択した場合は、特定福祉用具販売の扱いとなります。

サービス費用のめやす

レンタル費用 (用具の機種や事業者などによって異なります) の1割、2割、または3割を負担します。

●福祉用具の購入費が支給されるサービス

特定福祉用具販売 申請が必要です

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。



要支援 1・2 の人 特定介護予防福祉用具販売 要介護 1～5 の人 特定福祉用具販売

対象となる福祉用具	●腰掛便座 ●自動排泄処理装置の交換可能部品 ●排泄予測支援機器 ●入浴補助用具 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具の部分
※福祉用具貸与の対象用具のうち、固定用スロープ、歩行器 (歩行車を除く)、単点杖 (松葉杖を除く) と多点杖は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受け、利用者の意思決定で購入して利用することもできます。	

福祉用具購入費の支給について ★都道府県などの指定を受けた事業者から購入した場合のみ支給されます。

いったん購入費全額を利用者が支払い、後日申請により、同年度で10万円を上限 (ただし、利用者負担分の1割、2割、または3割は差し引かれます) に購入費が支給されます。

※受領委任払制度の利用も可能です。

●環境改善のための住宅改修を行ったときに改修費が支給されるサービス

住宅改修費支給 事前の申請が必要です

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。

要支援 1・2 の人 介護予防住宅改修費支給

要介護 1～5 の人 住宅改修費支給

住宅改修できる対象

- 滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 洋式便器などへの便器の取り替え

※上記の改修に伴って必要となる改修も対象となります。

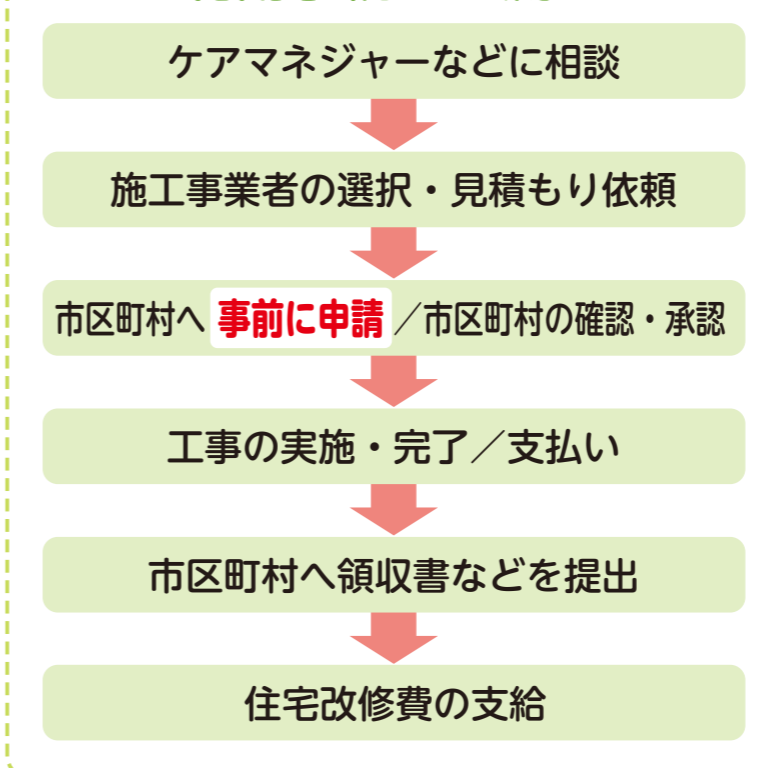
住宅改修費の支給について ★事前に申請がない場合は、住宅改修費は支給されません。

※工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市の窓口にご相談しましょう。

いったん改修費全額を利用者が支払い、後日20万円を上限 (ただし、利用者負担分の1割、2割、または3割は差し引かれます) に改修費が支給されます。

※受領委任払制度の利用も可能です。

利用手続きの流れ



※市区町村によって手続きの流れや内容が異なる場合があります。

## 施設サービス

次の介護保険施設に入所して利用するサービスです。要支援1・2の人は利用できません。施設を利用したサービスは、サービス費用の他に、食費、居住費などが利用者負担になります。くわしくはP20をご覧ください。

### ●生活全般の介護が必要な人が利用する施設

#### 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。



#### 要介護1～5の人 介護老人福祉施設

利用者負担（1割）のめやす（1日につき）

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1*	589円	589円	670円
要介護2*	659円	659円	740円
要介護3	732円	732円	815円
要介護4	802円	802円	886円
要介護5	871円	871円	955円

※新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

### ●在宅復帰を目指す人が利用する施設

#### 介護老人保健施設（老人保健施設）

状態が安定している人が在宅復帰を目指し、リハビリテーションや介護が受けられる施設です。



#### 要介護1～5の人 介護老人保健施設

利用者負担（1割）のめやす（1日につき）

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	717円	793円	802円
要介護2	763円	843円	848円
要介護3	828円	908円	913円
要介護4	883円	961円	968円
要介護5	932円	1,012円	1,018円

### ●長期療養と介護を一体的に受けられる施設

#### 介護医療院

医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられる施設です。



#### 要介護1～5の人 介護医療院

利用者負担（1割）のめやす（1日につき）

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	721円	833円	850円
要介護2	832円	943円	960円
要介護3	1,070円	1,182円	1,199円
要介護4	1,172円	1,283円	1,300円
要介護5	1,263円	1,375円	1,392円

#### ■部屋のタイプについて

- 従来型個室……ユニットを構成しない個室
- 多床室……ユニットを構成しない相部屋
- ユニット型個室……ユニットを構成する個室
- ユニット型個室的多床室……ユニットを構成し、壁と天井の間にすき間がある部屋

- ・個室……壁が天井まであり、完全に仕切られている個室
- ・ユニット……少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室により一体的に構成されているもの

#### ■介護保険施設ではない高齢者施設（介護保険の対象外）

高齢者の暮らしを支える施設には、介護保険施設以外にも、民間が運営するものなどさまざまな施設があります。「特定施設」の指定を受けている施設では、介護保険の「特定施設入居者生活介護（P15、23）」を利用できます。

#### 有料老人ホーム

日常生活に必要な食事や入浴の提供、洗濯や掃除などの家事など、さまざまなサービスを提供する民間の施設です。入居やサービスなどにかかる費用は、原則としてすべて自己負担ですが、入居条件や費用面も含めて、施設での生活スタイルやサービスの質などのバリエーションが多いのが特徴です。

介護付	介護が必要な人が対象で、介護保険によるサービスが受けられる「特定施設」の指定を受けており、介護スタッフも施設に常駐しています。
住宅型	介護が必要な人と、いまは介護は不要な人の両方を対象とした施設で、介護が必要な人は、外部の事業者から介護サービスを受けられます。
健康型	自立している人が対象で、生活を楽しむための施設が充実しています。介護が必要になった場合は、退去しなければなりません。

#### ケアハウス（軽費老人ホーム）

家庭での日常生活に近い環境で、生活支援サービスなどを受けながら生活できる施設です。自治体の助成を受けて運営されるため、比較的低額な利用料で入居できます。

**入居対象** 家庭環境や経済状況などの理由で、在宅生活が困難な60歳以上の人

#### サービス付き高齢者向け住宅

介護と医療が連携しながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。安否確認と生活相談サービスを提供することが義務づけられています。

**入居対象** 原則として、60歳以上の単身者もしくは夫婦のみの世帯

※比較的元気な高齢者向けの住宅で、自力で身の回りの世話ができる高齢者が対象です。独自の入居条件を設定している施設もあります。

### 施設を利用したサービスの費用

施設を利用したサービスの場合、利用者負担割合（1割、2割、または3割）分の他に、居住費等、食費、日常生活費が利用者の負担となります。



**サービス費用**

サービス費用の  
1割、2割、または3割

**居住費等**

全額

**食費**

全額

**日常生活費**

全額

**基準費用額**

居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

■居住費等・食費の基準費用額（1日につき）**令和8年8月から**食費が【 】内の金額に変わります。

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円、697円* (915円)	1,445円 【1,545円】

●介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合は（ ）内の金額になります。  
※介護老人保健施設および介護医療院のうち室料負担のある多床室を利用した場合は、697円です（短期入所サービスも含む）。

### 居住費等・食費が軽減される場合があります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限（限度額）が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。※給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。

■負担限度額（1日につき）**令和8年8月から**利用者負担段階の80万9,000円が82万6,500円に変わります。また、居住費等、食費が【 】内の金額に変わります。

利用者負担段階	利用者負担内容	居住費等				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額*2+非課税年金収入額が80万9,000円以下の人	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額*2+非課税年金収入額が80万9,000円超120万円以下の	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 【680円】	1,000円 【1,030円】
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額*2+非課税年金収入額が120万円超の人	1,370円 【1,470円】	1,370円 【1,470円】	1,370円 (880円) 【980円】	430円 【530円*1】	1,360円 【1,420円】	1,300円 【1,360円】

※1 介護老人福祉施設と、介護老人保健施設および介護医療院のうち室料負担のある多床室を利用した場合の金額です（短期入所サービスも含む）。

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額となります。

- ★支給には、預貯金等が下記の金額以下という条件があります。  
【預貯金に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。
- ・第1段階：預貯金などが単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下
- ・第2段階：預貯金などが単身650万円以下、夫婦1,650万円以下
- ・第3段階①：預貯金などが単身550万円以下、夫婦1,550万円以下
- ・第3段階②：預貯金などが単身500万円以下、夫婦1,500万円以下

★住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者の所得も判断材料とします。  
【配偶者の範囲】婚姻届を提出していない事実婚も含む。  
DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外です。

※2 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ここから公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。ただし、所得金額調整控除の適用がある場合には異なることがあります。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

## 地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが利用できます。原則として住んでいる市区町村のサービスのみ利用できます。

### ●認知症の人が共同生活しながら利用できるサービス

### 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）



認知症の人が共同生活する住宅で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。

〈ユニット数2の場合〉

- 要支援2の人 **介護予防認知症対応型共同生活介護**  
※要支援1の人は利用できません。
- 要介護1～5の人 **認知症対応型共同生活介護**

	要介護度	利用者負担（1割）のめやす
1日につき	要支援2	749円
	要介護1	753円
	要介護2	788円
	要介護3	812円
	要介護4	828円
	要介護5	845円

※30日以内の短期利用もできる場合があります。

### ●日中通所して、日常生活上の支援や機能訓練などを受けられるサービス

### 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けられます。

- 要介護1～5の人 **地域密着型通所介護**

内容	要介護度	利用者負担（1割）のめやす
8時間以上 9時間未満 の場合	要介護1	783円
	要介護2	925円
	要介護3	1,072円
	要介護4	1,220円
	要介護5	1,365円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

### 認知症対応型通所介護

認知症の人を対象にした通所介護。認知症対応型通所介護事業所などで、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

- 要支援1・2の人 **介護予防認知症対応型通所介護**
- 要介護1～5の人 **認知症対応型通所介護**

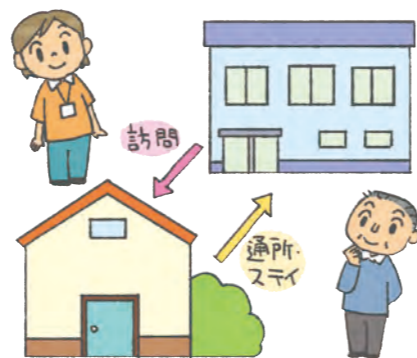
〈単独型を利用する場合〉

内容	要介護度	利用者負担（1割）のめやす
8時間以上 9時間未満 の場合	要支援1	888円
	要支援2	991円
	要介護1	1,026円
	要介護2	1,137円
	要介護3	1,248円
	要介護4	1,362円
	要介護5	1,472円

● 通所、訪問、短期宿泊を組み合わせた多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせた多機能なサービスが受けられます。



要支援1・2の人 介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護1～5の人 小規模多機能型居宅介護

	要介護度	利用者負担(1割)のめやす
1か月につき	要支援1	3,450円
	要支援2	6,972円
	要介護1	10,458円
	要介護2	15,370円
	要介護3	22,359円
	要介護4	24,677円
	要介護5	27,209円

※緊急時などに短期利用ができる場合があります。

このサービスを利用している間は、以下のサービスは利用できません。

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- その他の地域密着型サービス

● 複合型のサービス

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスです。介護と医療それぞれのサービスが必要な人がサービスを受けられます。

要介護1～5の人 看護小規模多機能型居宅介護

	要介護度	利用者負担(1割)のめやす
1か月につき	要介護1	12,447円
	要介護2	17,415円
	要介護3	24,481円
	要介護4	27,766円
	要介護5	31,408円

※緊急時などに短期利用ができる場合があります。

● 24時間対応の訪問介護と訪問看護のサービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護が連携を取って、1日に複数回の「短時間の定期訪問」と、通報などによる「随時の対応」を24時間対応で行うサービスです。

要介護1～5の人 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

〈一体型（訪問介護・訪問看護を同じ事業者で一体的に提供）を利用する場合〉

	要介護度	利用者負担(1割)のめやす (訪問看護を利用しない場合)	利用者負担(1割)のめやす (訪問看護を利用する場合)
1か月につき	要介護1	5,446円	7,946円
	要介護2	9,720円	12,413円
	要介護3	16,140円	18,948円
	要介護4	20,417円	23,358円
	要介護5	24,692円	28,298円

● 小規模な介護老人福祉施設

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

要介護1～5の人 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

〈多床室を利用する場合〉

	要介護度	利用者負担(1割)のめやす
1日につき	要介護1*	600円
	要介護2*	671円
	要介護3	745円
	要介護4	817円
	要介護5	887円

※緊急時などに短期利用ができる場合があります。

※新規入所は原則として要介護の3～5の人が対象です。

● 小規模な有料老人ホームなどに入居している人が利用するサービス

地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどに入居する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

要介護1～5の人 地域密着型特定施設入居者生活介護

	要介護度	利用者負担(1割)のめやす
1日につき	要介護1	546円
	要介護2	614円
	要介護3	685円
	要介護4	750円
	要介護5	820円

■食費・日常生活費・滞在費は別途負担となります。



# 介護予防・日常生活支援 総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、市区町村が行う介護予防の取り組みです。「サービス・活動事業」と「一般介護予防事業」の2つがあり、サービス事業者のほか、民間企業、ボランティア、住民主体による介護予防のサービス等を利用できます。



●介護予防・日常生活支援総合事業の内容や利用者負担は、市区町村ごとに異なります。

## 介護予防・日常生活支援総合事業

### サービス・活動事業

#### 対象者

#### ●要支援1・2の人

※要介護1～5の認定を受ける日以前から継続的にサービス・活動事業を利用していた人は、認定後も継続して事業を利用できる場合があります。

#### ●事業対象者

(基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた人)

- 40～64歳の方は、基本チェックリストの判定によるサービス・活動事業の利用はできないため、要介護認定の申請をして要支援1・2の認定を受ける必要があります。
- 事業対象者になった後でも要介護認定の申請をすることができます。

### 一般介護予防事業

#### 対象者

#### ●65歳以上のすべての人



※一般介護予防事業のみを利用したい場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。

### サービス・活動事業

#### ①介護予防訪問事業（専門職が提供）

ホームヘルパーが訪問し、身体介護（食事や入浴、排泄の介助等）や生活支援（調理、洗濯、掃除等）を行います。

#### ●利用できる回数と自己負担額（1割の場合）のめやす

利用回数	自己負担額
週1回程度の場合	1,176円/月
週2回程度の場合	2,349円/月
週2回を超える場合(要支援2の人のみ)	3,727円/月

※利用回数等は、ケアマネジャーの介護予防計画によります。



#### ②介護予防訪問事業（専門職以外が提供：訪問型サービスA）

シルバー人材センターや民間事業所の登録会員等が訪問し生活支援（調理、洗濯、掃除等）を行います。1回あたりの訪問時間は60分程度で、身体介護はできません。

#### ●利用できる回数と自己負担額のめやす

利用回数	自己負担額
週1回程度	200円/1回
週2回程度	200円/1回

※利用回数は、ケアマネジャーの介護予防計画によります。



#### ③介護予防通所事業（専門事業所が提供）

通所介護施設で、食事や入浴などの生活支援と機能回復の訓練などを日帰りで行います。

#### ●利用できる回数と自己負担額（1割の場合）のめやす

利用対象者	自己負担額
事業対象者・要支援1	436円/回（1～4回まで）、1,798円/月（5回以上）
要支援2	447円/回（1～8回まで）、3,621円/月（9回以上）

●利用できる回数は、事業対象者・要支援1の人は週1回程度、要支援2の人は週2回程度となります。  
※事業対象者：要介護認定を受けずに基本チェックリスト等で総合事業利用対象者に該当した人

### 一般介護予防事業

#### ●介護予防把握事業

閉じこもりなど何らかの支援が必要な人を把握し、介護予防活動への参加につなげます。

#### ●介護予防普及啓発事業

介護予防に関するパンフレット配布や講座・講演会を開催し、介護予防活動の重要性を周知します。

#### ●地域介護予防活動支援事業

地域住民主体で行う介護予防活動の支援などを行います。

#### ●地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取り組みを機能強化するため、地域で行う介護予防活動にリハビリテーション専門職などが参加します。

# 丸亀市独自の生活支援サービス

市内に住所を有するひとり暮らしの高齢者や介護している家族などに対して、生活を支援するため市が独自の高齢者福祉サービスを行っています。

サービスの種類や内容、対象者、利用者負担など、詳しくは高齢者福祉担当窓口（☎0877-24-8831）までお問い合わせください。

## ホームヘルプサービス

ホームヘルパーを派遣し、週2回を限度に1回1時間程度の家事サービスを行います。

**対象者** 65歳以上の介護保険の対象とならないひとり暮らし高齢者で、サービスが必要な人。

**利用者負担** 1回 200円



## デイサービス

月2回を限度に、デイサービス施設において、日常動作訓練・健康チェック・給食・入浴・送迎等のサービスを提供します。

**対象者** 65歳以上の介護保険の対象とならない虚弱高齢者等で、サービスが必要な人。

**利用者負担** 1回 600円 送迎費 200円

## 在宅老人短期入所（ショートステイ）

養護老人ホームやケアハウスに一時的（原則7日以内）に入所し、生活習慣の指導や体調調整等のサービスを受けます。

**対象者** 65歳以上の介護保険の対象とならない虚弱高齢者等で、サービスが必要な人。

**利用者負担** 1日 1,730円 送迎費（片道）400円



## 老人日常生活用具の給付（電磁調理器）

在宅での生活を支援するため、電磁調理器を給付します。

**対象者** 65歳以上のひとり暮らし高齢者で、住民税非課税の人。



## 老人日常生活用具の貸与等（緊急通報装置）

在宅での生活を支援するため、緊急通報装置を貸与等します。

**対象者** 65歳以上のひとり暮らし高齢者で、緊急通報装置の貸与等が必要な人。

**利用者負担** 通話料のみ

## 介護用品等購入補助

介護用品を購入するための補助として、月額15,000円の補助金を支給します。  
※おむつ購入補助との併用はできません。

**対象者** 要介護認定を受け、市内に1年以上住所を有し、寝たきりなどの状態が6か月以上継続している在宅高齢者を介護している方。介護者は高齢者と同居し、生計を同じくする者で、1年以上市内に住所を有する人。  
※入院している等により支給できない場合があります。

## おむつ購入補助

おむつを購入するための補助として月額5,000円の補助金を支給します。  
※介護用品等購入補助との併用はできません。

**対象者** 市内に6か月以上住所を有し、要介護認定又は要支援認定を受けている住民税非課税世帯の高齢者で、在宅での生活において尿失禁等によりおむつの使用が必要な人。  
※入院している等により支給できない場合があります。

## 老人交通安全杖

交通安全杖を支給します。  
※支給後3年間は、再支給できません。

**対象者** 70歳以上で市内に住所を有し歩行等の際に杖の必要な人。

## 老人入浴サービス

年間48枚の無料入浴券を交付します。（1か月4枚）

**対象者** 68歳以上で自宅に入浴設備がなく、公衆浴場を利用している人。

## 寝具類洗濯乾燥消毒サービス

年4回を限度に、寝具類の洗濯・乾燥・消毒のサービスを行います。利用できる寝具類は、掛布団・敷布団・毛布の3点一式です。

**対象者** 65歳以上のひとり暮らし高齢者や虚弱高齢者等で、寝具類の衛生管理が困難な人。

**利用者負担** 掛布団・敷布団・毛布の3点一式 750円  
(上記以外の場合はご相談ください)

## ねたきり老人等移送サービス

市内の医療機関への入退院の移送サービスです。利用する1週間前までに申請が必要です。

**対象者** 65歳以上で常時寝たきりの状態にある等の理由で、特殊車両を利用しなければ市内の医療機関への入退院が極めて困難な人。

**利用者負担** 1回 400円

## 長寿手帳

栗林公園、県立ミュージアム等で手帳を提示すれば入場料が無料になります。

**対象者** 65歳以上の人。



## 高齢者が活動・参加できる団体

### 丸亀市シルバー人材センター

- 定年などで現役を退いた人が、長年培ってきた自分の知識や経験を活かし臨時的・短期的な仕事を行う、市町ごとに設置されている公益社団法人です。
- 植木の剪定、防除、障子張り、除草、農作業、清掃、家事援助などの比較的軽易な作業を請け負います。
- 丸亀市にお住まいで働く意欲のある60歳以上の人なら、誰でも入会できます。

<丸亀市シルバー人材センターで請け負っている仕事の一例>

作業内容
除草・清掃などの屋外作業
掃除・片付け・洗濯・ゴミだしなどの家事援助
筆耕(宛名書き等)
大工作業
農作業
網戸・障子の張り替え
剪定
通院介助・入院中の身の回りの世話(身体介護は除く)
清掃雑役業務・片付け・処分作業
便利屋(一人での軽微作業)



入会およびご利用の  
お問い合わせは、丸亀市シルバー人材センター  
(☎23-6215) まで。

### ねんりんクラブ丸亀(老人クラブ)

- 仲間づくりを通して、高齢者の生きがいづくりと健康の維持・増進を図るとともに、これまで培った知識や経験を活かし、地域における社会参加を促進し、高齢社会を明るく、豊かで活力あるものにすることを目指す、自主組織です。
- 丸亀市にお住まいのおおむね60歳以上の人なら、誰でも入会できます。

お問い合わせは、ねんりんクラブ丸亀(丸亀市老人クラブ連合会)  
丸亀市社会福祉協議会内 (☎22-4976) まで。

# 65歳以上の人の 介護保険料



市区町村ごとに介護保険のサービスに必要な費用と65歳以上の人の数に応じて、保険料の「基準額」が決められます。市区町村によって費用や人数が異なるため、基準額も異なります。

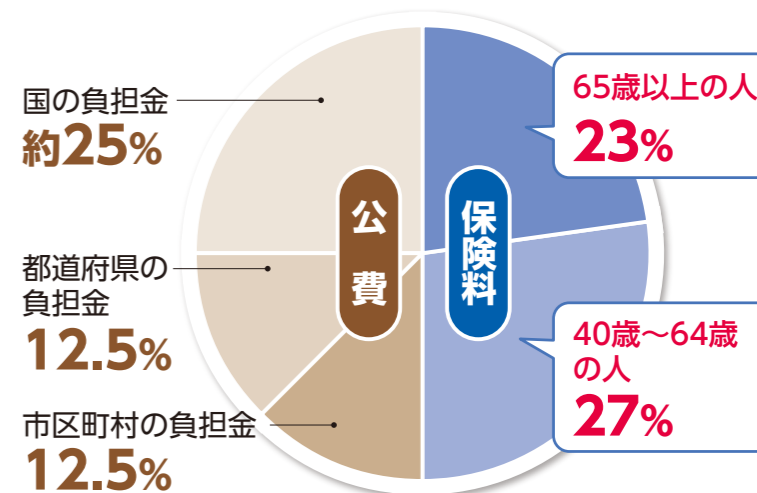
## 介護保険料の基準額

$$\text{基準額 (年額) (61,800円)} = \frac{\text{市区町村で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分 (23\%)}}{\text{市区町村の65歳以上の人数}}$$

## 介護保険の財源 (令和6年度から3年間)

65歳以上の人の負担分は、介護サービスにかかる費用の総額（利用者負担を除く）の23%と決められています。

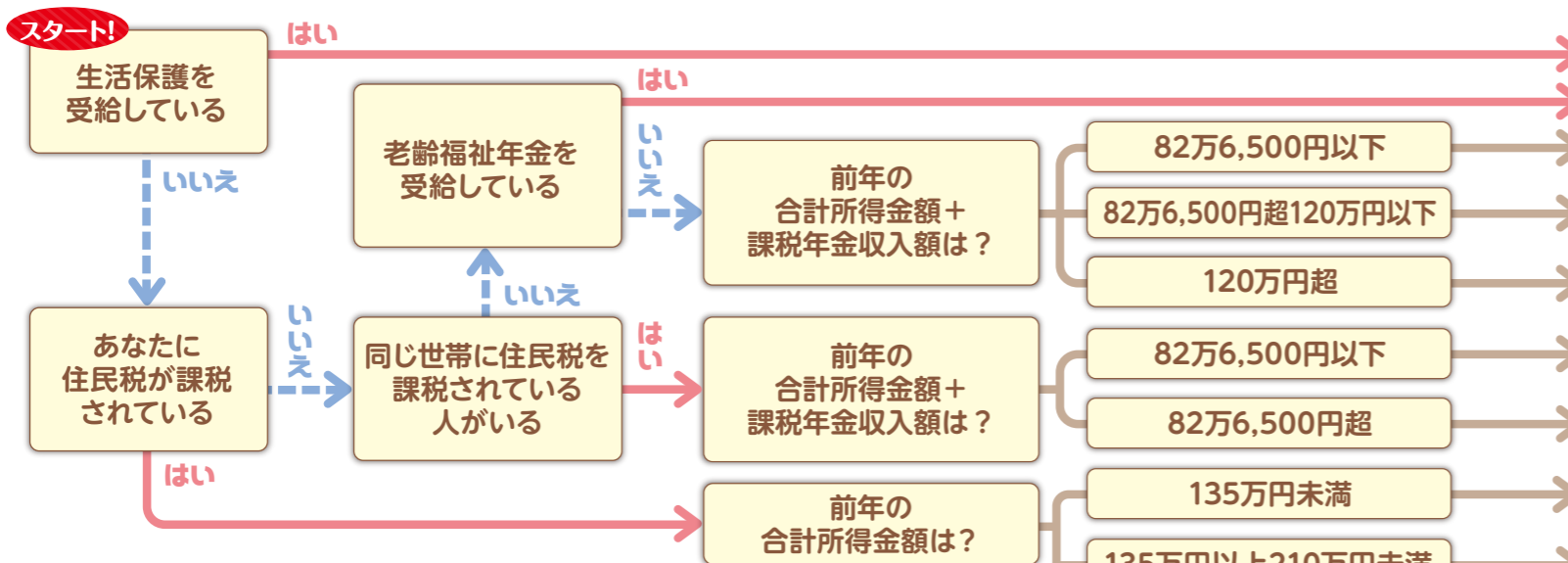
みなさんが納める保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源です。必要なときに必要な介護サービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。



### 財源の半分が保険料です！

保険料は介護サービスの円滑な実施を確保するため、サービスに必要な費用に応じて3年ごとに見直されます。

## 介護保険料の決まり方 (令和6~8年度)



### 令和8年度変更点

令和8年度介護保険料に限り、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている場合で、給与等の収入金額が55万円以上190万円未満の人は、令和7年度税制改正による給与所得控除の引上げ分を合計所得金額に加算します。そのため、令和8年度で税法上は住民税が非課税になっても、令和8年度介護保険料の算定に限り課税とみなす場合があります。

### 合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことです。第1~5段階の人は「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1~5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。ただし、所得金額調整控除の適用がある場合には異なることがあります。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

### 課税年金収入額

公的年金のうち、国民年金・厚生年金などの課税対象となる種類の年金収入額です。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

## 基準額をもとに、所得段階別の保険料が決められます

所得段階	対象者	保険料の調整率	保険料 (年額)
第1段階	●生活保護を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円以下の人	基準額×0.23	14,220円
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円超120万円以下の人	基準額×0.38	23,490円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	基準額×0.685	42,340円
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円以下の人	基準額×0.87	53,770円
第5段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	基準額×1.00	61,800円
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が135万円未満の人	基準額×1.17	72,310円
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が135万円以上210万円未満の人	基準額×1.34	82,820円
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.65	101,970円
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70	105,060円
第10段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	117,420円
第11段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	129,780円
第12段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30	142,140円
第13段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.40	148,320円

※第1段階から第5段階の合計所得金額については、公的年金収入等に係る所得を除きます。

※第1段階から第3段階については、公費を投入して負担を軽減した後の調整率および保険料です。

## 介護保険料の納め方

丸亀市税務課 TEL 24 - 8857

受給している年金額によって2種類に分かれます。65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月※）の分から、原則として年金から納めます。

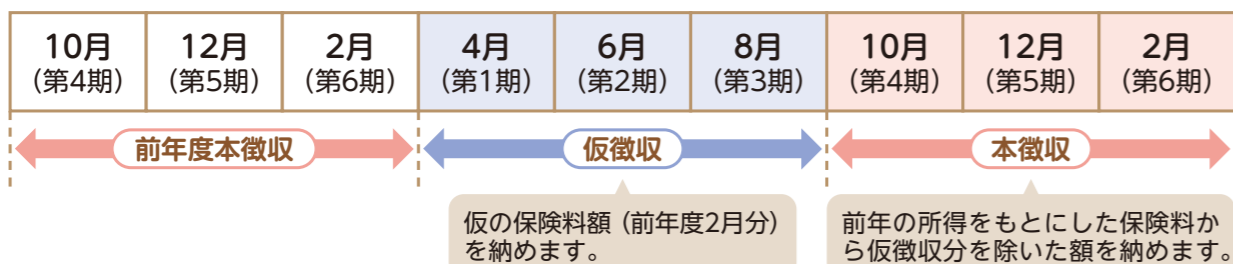
※年齢が加算されるのは、法律上、誕生日の前日になります。そのため、65歳の誕生日の前日がある月から第1号被保険者になります。

### 年金から天引き（特別徴収）

年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が特別徴収の対象です。

※老齢福祉年金などは、年金からの差し引きの対象となりません。

●前年度から継続して特別徴収の人の保険料は、前年の所得などが確定する前の4・6・8月は仮に算定された保険料額を納付します（仮徴収）。10・12・2月は本年度の保険料を算出し、既に納めた仮徴収分の保険料を除いて調整された金額を納付します（本徴収）。



■次のような場合には一時的に納付書で納めることがあります。

- 年度途中で65歳になったとき
- 年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
- 年度途中で他の市区町村から転入したとき
- 年金が一時差し止めになったとき
- など

### 納付書、口座振替による納付（普通徴収）

市区町村から送付される納付書で、期日までに金融機関などを通じて納めます。

納め忘れのない  
便利で確実な

口座振替  
が便利です

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 通帳の届け出印



★これらをご持参の上、口座のある金融機関で手続きをしてください。

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としができなかった場合などは、納付書で納めることになります。

## 65歳になる年度の保険料について

65歳になった月（65歳の誕生日の前日がある月）から、第1号被保険者として保険料を納めます。



例 10月1日生まれ → 9月分から

10月2日生まれ → 10月分から

### ●64歳までの分

4月から、65歳になる月の前月までの分は、年度末までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料（介護保険分）から納めます。

### ●65歳からの分

65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて、「介護保険料」として納付書で納めます。

〈例：10月2日生まれの人の場合〉



## 保険料を納めないでいると

保険料を滞納すると、督促や催告が行われ、延滞金などの支払いが発生する場合があります。さらに滞納が続くと、その期間に応じて次のような措置がとられます。お早めに担当窓口までご相談ください。

- 1年以上滞納すると（納期限から1年経過）  
サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により後で保険給付分が支払われます。
- 1年6か月以上滞納すると（納期限から1年6か月経過）  
費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納している保険料に充てられることがあります。
- 2年以上滞納すると（納期限から2年経過）  
サービスを利用するときの利用者負担が1割または2割から、3割※に引き上げられたり、高額介護サービス費などが受けられなくなったりします。  
※利用者負担の割合が3割（P8参照）の人が滞納した場合、4割に引き上げられます。

## 40～64歳の人（医療保険加入者）の介護保険料

### 保険料の決め方

加入している医療保険によって算定方法が決められます。国民健康保険に加入している人は世帯ごとに決められ、職場の健康保険などに加入している人は、介護保険料率と給与および賞与に応じて決められます。

### 保険料の納め方

国民健康保険に加入している人は国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。職場の健康保険に加入している人は、給与および賞与から徴収されます。

※40～64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

# 丸亀市地域包括支援センター

## 地域みんなで支え合い、介護予防に取り組みます！

地域包括支援センターは、高齢者の心身の健康維持、安定した暮らしを地域ぐるみで支えていくための拠点となる機関です。いつまでも「自分らしい生活」を送れるように主任ケアマネジャーや社会福祉士・保健師が協力し合い、適切なサービスを提供します。

### 地域包括支援センターの 主な役割

#### 総合相談・支援事業

高齢者やその家族の相談を受け、適切なサービスにつなげます。相談の内容によってサービス、制度に関する情報提供や、関係機関への紹介をします。

#### 権利擁護、虐待防止・早期発見

安心して日常生活を送れるよう、成年後見制度の紹介や虐待の防止・早期発見など、高齢者の皆さんの権利を守る取り組みをしていきます。

#### 包括的・継続的マネジメント事業

高齢者が、適切なサービスを継続して利用できるように、地域の医療施設などと、常に協力していきます。

#### 介護予防マネジメント事業

要支援1・2と認定された人や介護認定を受けていない高齢者の介護予防サービスが適切に提供されるように調整します。

#### 認知症に関する相談・支援

専門職による認知症に関する相談、早期発見・早期対応のための取り組みにより、認知症の人だけでなく介護するご家族も支援します。

## 介護・日常生活についての悩み・不安のある人はお気軽にご相談ください

### お問い合わせ先

#### 丸亀市地域包括支援センター

☎0877-24-8933

丸亀市大手町2丁目4番21号 丸亀市役所 庁舎2階

#### 丸亀市地域包括支援センター 南部センター

☎0877-85-3350

丸亀市飯山町川原1114番地1 飯山市民総合センター1階

## 地域包括支援センターブランチ（相談窓口）

身近な地域の相談窓口です。地域包括支援センターと連携して支援しますので、お近くの地域包括支援センターブランチまでご相談ください。

ブランチ名称	電話番号	所在地
珠光園老人介護支援センター	0877-23-2000	丸亀市飯野町東二甲 911 番地 1
青の山荘老人介護支援センター	0877-25-3030	丸亀市土器町東 4 丁目 77 番地
たるみ荘老人介護支援センター	0877-28-1505	丸亀市垂水町 1353 番地
老人介護支援センター今津荘	0877-58-2611	丸亀市今津町 186 番地 1
紅山老人介護支援センター	0877-98-3939	丸亀市飯山町上法軍寺 2600 番地
シャローム老人介護支援センター	0877-28-1303	丸亀市垂水町 16 番地 50